

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………一
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………五
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………
- ………(環境局環境改善部大気保全課)……………五
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に規定する知事が定める数……………
- ………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………八

告示

東京都告示第百五十五号

○河川整備計画の公表……………(建設局河川部計画課)……………八

○公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等……………(下水道局)……………九

○東京都告示第百五十五号
 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号) 第一百五十七条第一項の規定に基づき東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年二月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 事業組合の名称
東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間
令和四年十月二十五日から令和九年三月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区東中延一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
港区芝浦三丁目九番一号
令和四年十月二十五日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日
令和五年二月九日

東京都告示第百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年二月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
世田谷区池尻一丁目一番二十二、十 令和五年一月二十四番、三十三番及び目黒区東山二丁目 十三日
目千四百四十二番十一の各一部
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 武蔵野伯江
- 二 供用開始の区間 三鷹市下連雀一丁目二十六番五地先から同市下連雀六丁目五百九十二番五十四地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 令和五年二月九日

別図

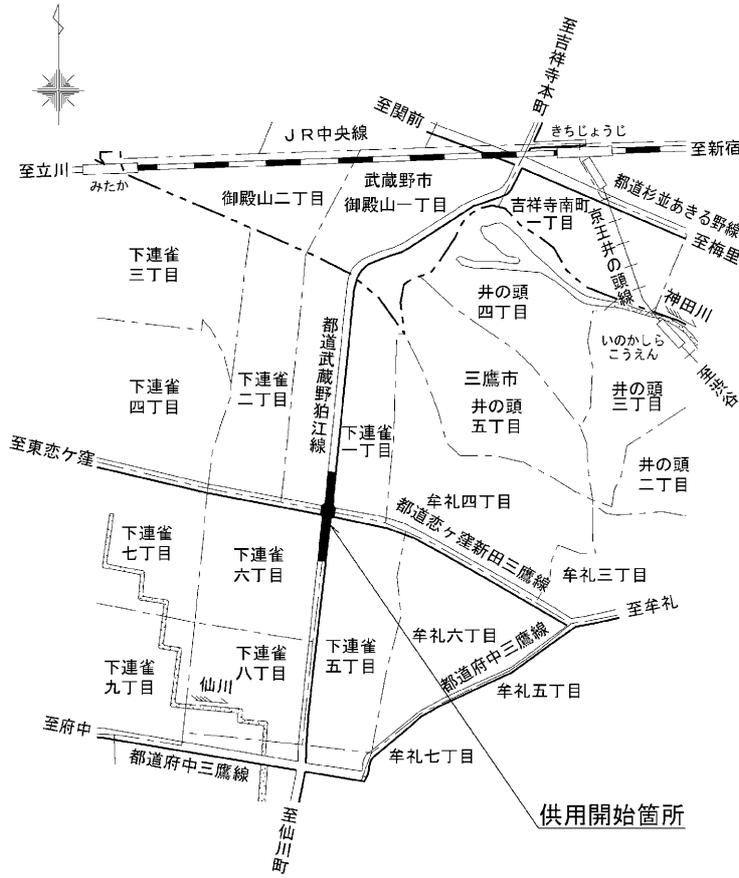
都道武蔵野狛江線供用開始略図

三鷹市下連雀一丁目～下連雀六丁目

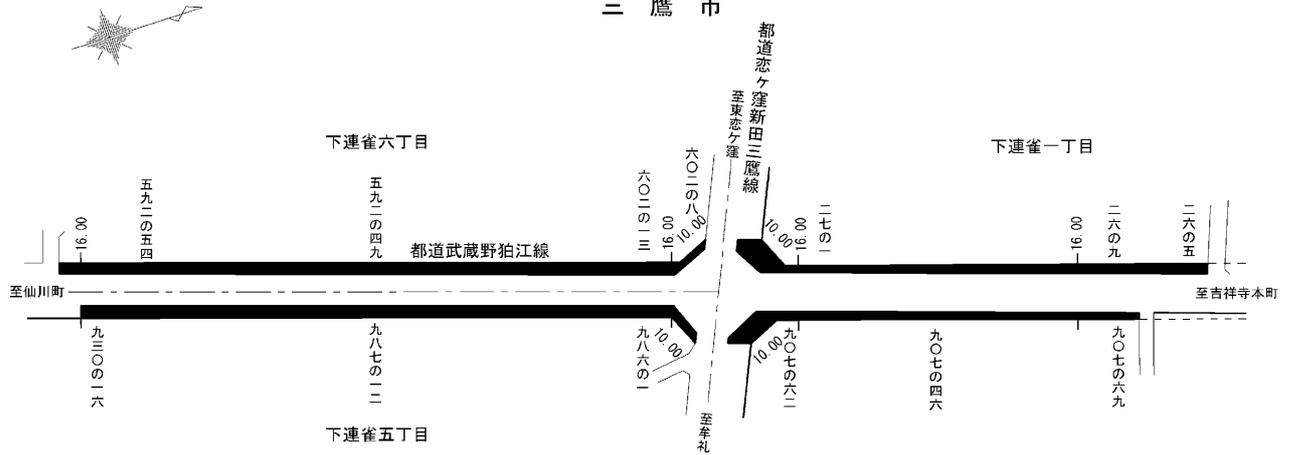
 供用開始区域
 市道
 都道

延長 三二九・〇五メートル
 面積 二、〇〇六・八一平方メートル

計画線



三鷹市



●東京都告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年二月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

武蔵野粕江

二 占用を制限する区間

三鷹市下連雀一丁目二十六番五地先から同市下連雀六丁目五百九十二番五十四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年二月十日

●東京都告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

赤羽西台

二 供用開始の区間

板橋区舟渡二丁目九番五地先

三 供用開始の概要

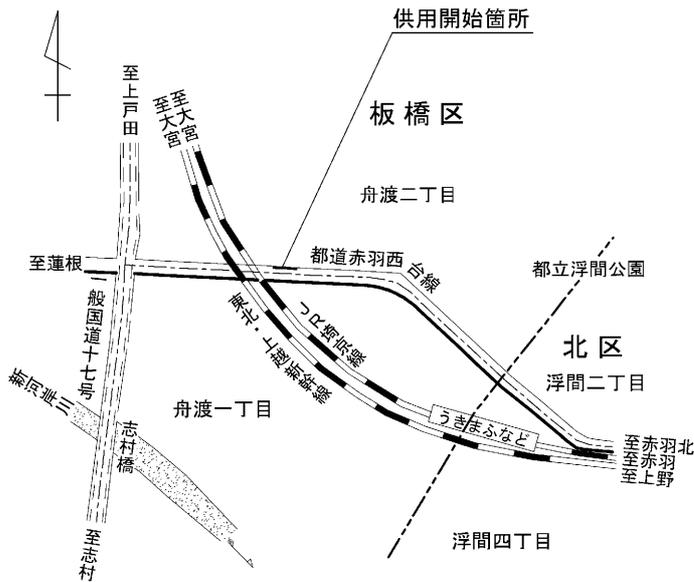
別図表示のとおり

四 供用開始の期日

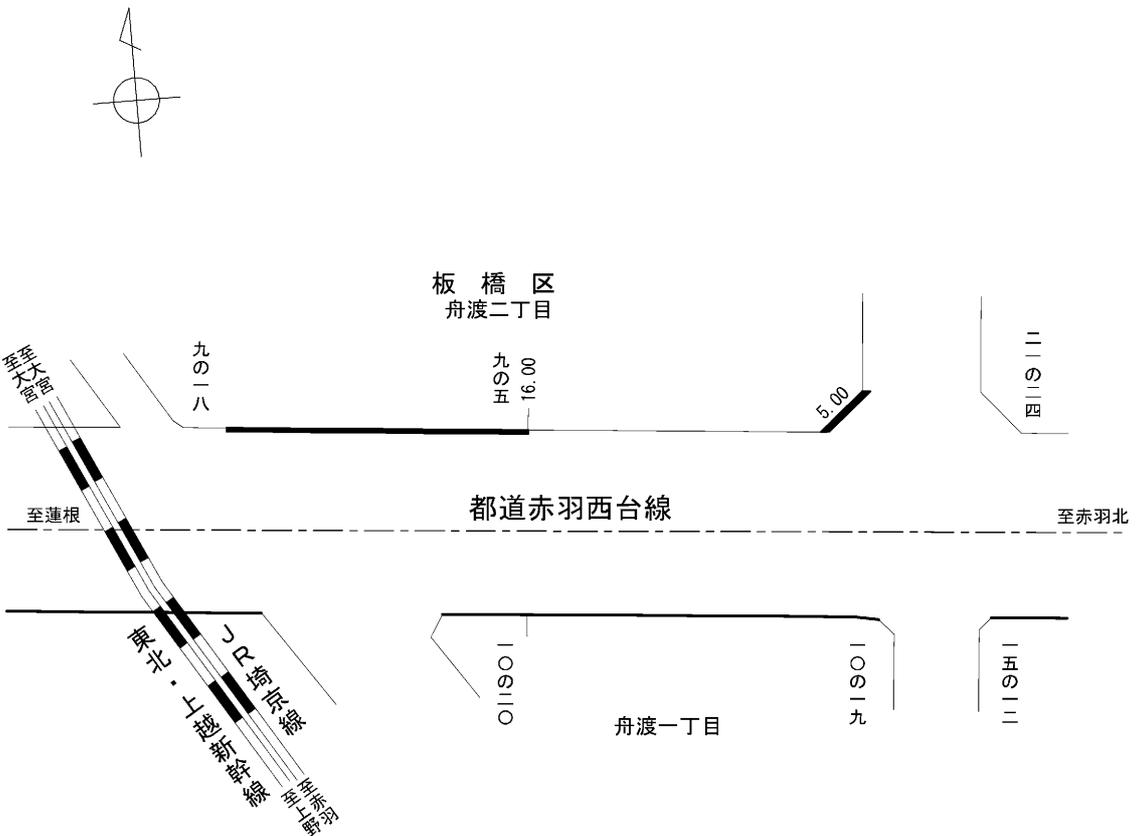
令和五年二月九日

別図

都道赤羽西台線供用開始略図
板橋区舟渡二丁目地内



一般国道
 都道
 特別区道
 供用開始区域
 延長 五五・一八メートル
 面積 三・〇四平方メートル



●東京都告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和五年二月九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

赤羽西台

二 占用を制限する区間

板橋区舟渡二丁目九番五地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和五年二月十日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年二月九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市小山三丁目四百四十五番一

東村山市栄町二丁目九番地二十五

株式会社クリエイト西武
代表取締役 向 久雄

東村山市萩山町三丁目一番二
十八、同番二十八地先及び二番五の一部

小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一
武蔵開発株式会社
代表取締役 深松 優

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA

別記一のとおり

(二) グレードH

別記二のとおり

二 認定年月日

令和五年一月四日

別記一

グレードA

認定番号

GAXニ二三〇〇一

認定機器の種類

給湯器

代表型式の名称

FH—SE2024FAWLほか十九型式

申請者の氏名又は名称

株式会社パロマ

別記二

グレードH

認定番号

GHXニ二三〇〇一

認定機器の種類

蒸気ボイラー

代表型式の名称

HB—750AP

申請者の氏名又は名称

株式会社サムソン

GHXニ二三〇〇二

同右

HB—1000AP

同右

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する

政令に規定する知事が定める数について

令和五年度における、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項及び第六項に規定する知事が定める数は、次のとおりとする。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 医療費指数反映係数

算定政令第九条第三項の知事が定める数は、一とする。

二 一般納付金所得係数

算定政令第九条第五項の知事が定める数は、一・三四六五一一九二七〇五六一とする。

三 一般納付金基礎額調整係数

算定政令第九条第八項の知事が定める数は、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。）第十条第一項に掲げる数とし、一・〇三七三六八三一八二六六八とする。

四 後期高齢者支援金等納付金所得係数

算定政令第十条第三項の知事が定める数は、一・三五五五八六三八五八八〇六とする。

五 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数

算定政令第十条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第十六条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九

九九六八二九とする。

六 介護納付金納付金所得係数

算定政令第十一条第三項の知事が定める数は、一・三三九九四九八三六六一三八とする。

七 介護納付金納付金基礎額調整係数

算定政令第十一条第六項の知事が定める数は、納付金等省令第二十五条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九九九二七二六とする。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年二月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年二月九日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 エミオ石神井公園(ウエスト)

二 店舗所在地 練馬区石神井町三丁目二十三番十五号

三 設置者名 西武鉄道株式会社

四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨークほか十二名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨークほか十二名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京樽ほか一名

八 変更前の小売業者の代表者名 石井 憲(株式会社京樽)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名 堀江 陽(株式会社京樽)ほか

十 変更日 令和四年四月一日ほか

十一 届出日 令和五年一月二十七日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 令和五年二月九日から同年六月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 品川グランドコモンズ

二 店舗所在地 港区港南二丁目十六番一号ほか

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか四名

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更を行った小売 者名 ワオ株式会社

業者の氏名又は名称

六 変更前の小売業者の住所 港区北青山三丁目二番二号

七 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前三丁目一番二十五号 神宮前IKビル六階

八 変更日 令和五年十一月一日

九 届出日 令和五年一月四日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間 令和五年二月九日から同年六月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年二月九日から四月以内に東京都産業労働

局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 小岩ステーションセンター
- 二 店舗所在地 江戸川区南小岩七丁目二十四番十五号
- 三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南西側 二十九・八〇立方メートル
- 六 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南西側ほか 四十二・四七立方メートル
- 七 変更前の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか
- 八 変更後の開店時刻 午前六時三十分ほか
- 九 変更後の閉店時刻 午後十一時
- 十 変更前の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 二十四時間
- 十一 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後十一時三十分まで
- 十二 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地
- 十三 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地

十四 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間ほか

十五 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間ほか

十六 変更日 令和五年三月一日ほか

十七 届出日 令和五年一月六日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和五年二月九日から同年六月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ドラッグストアセキ秋川店
- 二 店舗所在地 あきる野市秋川五丁目二番地四ほか

三 設置者名 株式会社セキ薬品

四 意見

ア 聴取者 あきる野市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年一月二十五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年二月九日から同年三月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和五年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 河川整備計画及び対象とする河川の名称
 - (一) 利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画
 - 一級河川旧江戸川、新川、中川、綾瀬川、伝右川、新中川、大場川、^が堀川及び毛長川
 - (二) 荒川水系新河岸川及び白子川河川整備計画
 - 一級河川新河岸川及び白子川
 - (三) 荒川水系隅田川流域河川整備計画
 - 一級河川隅田川、旧綾瀬川及び月島川
- 二 河川整備計画を変更した日

令和四年十二月二十日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部及び該当する東京都建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(一) 利根川水系中川・綾瀬川圏域河川整備計画

東京都第五建設事務所及び東京都第六建設事務所

(二) 荒川水系新河岸川及び白子川河川整備計画

東京都第四建設事務所及び東京都第六建設事務所

(三) 荒川水系隅田川流域河川整備計画

東京都第一建設事務所、東京都第五建設事務所及び東京都第六建設事務所

東京都第六建設事務所

公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等について

域等について

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項において準用する同条第一項の規定に基づき、公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第三条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告の日から二週間以内に、東京都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和五年二月九日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

一 事業計画の名称 東京都公共下水道

二 事業計画を変更しようとする予定処理区域

千代田区 大手町二丁目地内

港区 白金一丁目、白金二丁目、白金三丁目、白金四丁目、白金五丁目及び白金六丁目各地

先

文京区

墨田区

江東区

品川区

目黒区

大田区

世田谷区

渋谷区

中野区

豊島区

北区

荒川区

大塚三丁目、大塚四丁目、千石二丁目及び千石三丁目各地先

京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花一丁目、文花二丁目、文花三丁目、横川一丁目、横川二丁目及び横川三丁目各地先

枝川二丁目、白河三丁目、白河四丁目、三好三丁目及び三好四丁目各地先並びに新砂三丁目地内

八潮四丁目及び八潮五丁目各地先並びに東大井二丁目地内

自由が丘一丁目、自由が丘二丁目及び自由が丘三丁目各地先

久が原二丁目、京浜島一丁目、昭和島二丁目、東海一丁目、東海二丁目、仲池上一丁目、平和島二丁目、平和島三丁目及び平和島六丁目各地先並びに大森南四丁目、大森南五丁目、昭和島二丁目及び城南島五丁目各地内

奥沢二丁目、奥沢五丁目及び奥沢七丁目各地先

恵比寿二丁目、恵比寿三丁目、東二丁目、東三丁目及び広尾一丁目各地先

新井一丁目、新井二丁目、新井三丁目、新井四丁目、新井五丁目、中野四丁目、中野五丁目、野方一丁目、松が丘一丁目及び松が丘二丁目各地先並びに新井三丁目地内

池袋四丁目、上池袋一丁目、北大塚一丁目、北大塚二丁目、北大塚三丁目、南大塚一丁目及び南大塚二丁目各地先

赤羽台一丁目、上十条二丁目、上十条三丁目及び十条台二丁目各地先並びに堀船三丁目地内

東尾久六丁目、東尾久七丁目、東尾久八丁目、町屋一丁目、町屋三丁目、町屋四丁目、

板橋区

足立区

葛飾区

江戸川区

三

四

町屋五丁目、町屋六丁目、町屋七丁目及び町屋八丁目各地先並びに荒川八丁目地内

大山金井町、大山東町、加賀一丁目、加賀二丁目、幸町、栄町、新河岸一丁目、中丸町、水川町及び南町各地先

入谷一丁目、入谷町、江北七丁目、古千谷一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜七丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人五丁目、舎人公園、舎人町、西伊興一丁目、谷在家一丁目、谷在家二丁目及び谷在家三丁目各地先

奥戸九丁目地内

小松川一丁目地先

工事の着手年月日及び完成予定年月日

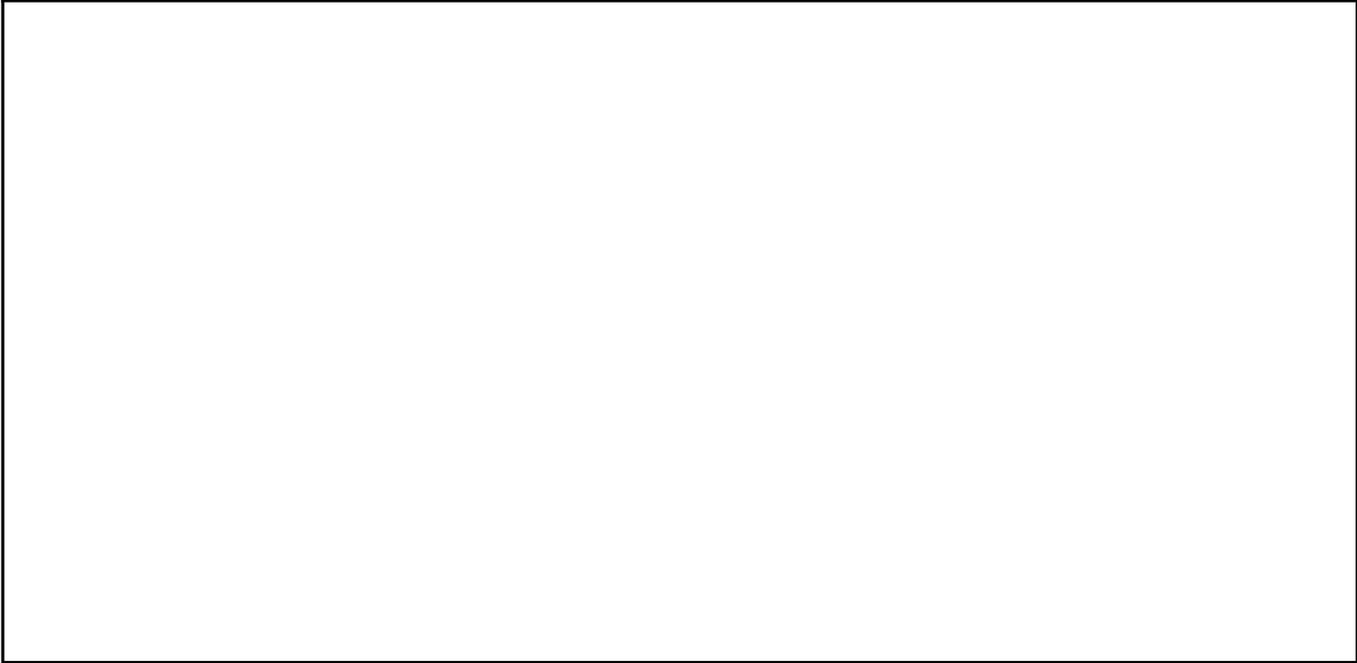
着手年月日 昭和三十二年四月一日

完成予定年月日 令和六年三月三十一日

意見の申出先

東京都下水道局計画調整部事業調整課（東京都庁第二本庁舎二十八階）

電話番号 ○三（五三二〇）六五三四



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

